

©末次由紀/講談社

### ちはやふる week まちあるきパンフレットの 掲載店になりませんか？



ちはやふる week in あわら事業で発行しているまちあるきパンフレットの掲載店を募集します。

**掲載期間** 6月中旬～平成31年2月末(予定)  
**対象** ・飲食店や土産物屋、菓子屋など観光客を受け入れることができるあわら市内のお店または体験施設など

・「ちはやふる」という作品や競技かるたについて一定の理解があること

・事務局が企画するまちあるきのキャンペーンに協力していただけるお店

**申込み** 【期限】4月27日(金)  
まずは気軽にお問い合わせください。  
観光商工課 ☎73-8029

### 高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種

今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことがない65歳以上の人は、1人1回、公費助成で接種できる機会があります。平成30年度の対象者には、3月末に個人通知をします。

①平成30年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人  
②60歳以上64歳以下で心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能が日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人(身体障害者手帳1級程度)  
※事前に接種券の交付が必要で、接種前に必ずお問い合わせください。

**費用** 4,000円(自己負担分)  
**問合せ** 健康長寿課 ☎73-8023



### あわら市乗合タクシー 停留所の新設、位置や名称の変更

4月2日(月)から、乗合タクシー停留所の新設や、位置や名称を変更しました。お間違えないようにご利用ください。  
また、乗合タクシーを利用するには登録が必要です。詳しくは生活環境課へお問い合わせください。

▼新設した停留所(停留所番号)  
・次郎丸第1(25003)  
▼位置を変更した停留所(停留所番号)  
・清間第2(やすらぎ清間)31330  
▼名称を変更した停留所

停留所番号	変更前	変更後
1128	青ノ木第2(集落センター)	青ノ木第2(ふれあい会館)
1126	滝第2(区民館)	滝第2(ふれあい会館)
4312	ビッグマート芦原店(ハロータウン)	ビッグベリーマーケット芦原

### 平成30年度からの 後期高齢者医療保険料について

▼保険料率の見直し  
平成30、31年度に適用する保険料率は、次のとおりになります。

	均等割額	所得割率
平成29年度	4万3700円	7.90%
平成30、31年度	4万5000円	8.10%

※一人当たりの医療費の増加などにより、保険料率を見直します。

▼保険料の年間賦課上限の変更  
保険料の年間賦課上限が、57万円から62万円に引き上げとなります。  
▼保険料の軽減について  
所得の少ない人や社会保険等の被扶養者であった人には、平成30年度においても、軽減措置が実施されます。  
**問合せ** 福井県後期高齢者医療広域連合 ☎54-6330

### 狂犬病予防集合注射

狂犬病予防法では、生後91日以上の犬の飼い主に対し、年1回の狂犬病予防注射の接種を義務付けています。また、飼い主は市が交付する注射済票を、常に犬に身に付けさせなければなりません。市では、集合注射を実施しますので、都合のよい会場で接種してください。

- 持ち物  
お知らせのはがき(3月に郵送済み)
- 費用(1頭あたり)  
・狂犬病予防注射 2450円  
・注射済票交付手数料 550円  
・登録手数料(未登録犬のみ) 3000円

※お近くの動物病院でも接種できますが、病院によって注射料金が異なる場合があります。  
※登録している飼い犬が死亡した場合にも、届け出が必要ですのでご連絡ください。

■問合せ 生活環境課 環境G ☎73-8018

#### 4月18日(水)

- 9:00～10:45 B&G プール駐車場
- 11:00～11:40 市民課芦原分室
- 13:30～14:40 湯のまち公民館

#### 4月19日(木)

- 9:20～10:00 坂井健康福祉センター
- 10:20～10:50 JA花咲ふくいLPG住設センター(新郷小そば)
- 11:05～11:45 本荘公民館
- 13:30～13:50 波松区民館
- 14:10～14:50 北潟公民館

#### 4月24日(火)

- 9:30～9:50 吉崎公民館
- 10:15～10:45 細呂木公民館
- 11:00～11:30 名泉郷会館
- 13:30～13:50 鷲岳公民館
- 14:05～14:25 坪江公民館
- 14:40～15:00 伊井公民館

### 平成30年度 こころの相談日程

「病院にはちょっと行きづらい」「今の悩みや不安を誰かに相談したい」「イライラ、頭がすっきりしない、眠れない、体がすっきりしない」こんなときは気軽に相談ください。臨床心理士がお話を伺います。

**とき** 5月14日、7月2日、9月10日、11月5日、  
**予約先** 3日前までに健康長寿課(☎73-8023)へ  
**費用** 無料  
**ところ** あわら市保健センター  
**1月28日、3月4日(すべて月曜日)**  
9時～10時、10時～11時(相談時間約45分)



### ご存じですか？ふれあい保険

傷害保険			賠償責任保険		補償限度額
通院保険金	入院保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	対人・対物賠償	
1日20000円(90日限度)	1日30000円(1800日限度)	500万円	500万円	1事故につき5億円	
				1事故につき100万円	
				自然災害や故意による事故、同居の親族に対する事故、自動車の運行・管理、施設の建設・改築・改造・修理工事による事故など	

市では、社会活動中に万が一事故が発生した場合、治療費などの一部を補償するため、社会活動災害補償保険(ふれあい保険)に加入しています。  
**対象活動**  
自治会、青壮年団、婦人会、老人クラブ、子ども会などの団体が行う社会活動  
※スポーツ少年団活動を除く。  
**注意事項**  
ふれあい保険により支給される保険金はあくまで見舞金程度と考えられている。活動の際には、事前に他の保険(ポランテア活動保険、スポーツ安全保険など)への加入を検討するなど、事故対応に万全を期してください。

■問合せ 総務課 ☎73-8004



**事故が発生したときは**  
万一、活動中に事故が発生したときは、事故から14日以内に団体を担当している課へ連絡し、事故報告書を提出してください。  
また、市が主催する行事での事故は、会場で係員に申し出てください。行事の担当課が事故報告書を作成します。